

頂いたご意見

日本原子力学会誌 2001 年 Vol.43 No.6 の座談会「原子力学会誌はどうあるべきか」、ジャーナリスト 3 氏に聞くで、中村氏は全体的に立派な意見を述べられていますが、しかし p.15 の次の発言は良くないと思います。

「倫理規定」は寝言みたいなことを言っている。現場を知らない偉い先生が言っても倫理にならない。

日本原子力学会誌 2001 年 Vol.43 No.4 p.20 には、「倫理規定」行動指針 5-2 の、安全に係わる情報の公開についての項目が記載されています。私はこの項目は、原子力の研究開発の現場に役立つ項目だと思います。

私は動燃事業団、核燃料サイクル機構に約 30 年間勤務し、その間約 20 年間は高速炉安全性研究に関連する業務に関係してきましたが、その経験に基づいて、安全に関する情報公開に関して意見を述べさせて頂くと次のようになります。

安全に関する情報公開と言っても、その人の立場、即ちいわゆる原子力推進側或いは反対側で、その公開範囲に関して意見が分かれるのは、残念ながら仕方の無いことかも知れませんが、しかし我が国の原子力推進側は、西欧諸国即ちフランス、英国、米国、ドイツの原子力推進側と同程度の情報公開をしなければならぬと思います。

では何故、日本の安全に関する情報公開の範囲が西欧諸国と比較して狭くなるかというと、日本人（原子力の場合は、特にサイト周辺の住民を代表とする一般国民）の善悪の判断が、情緒によって決まる部分が西欧人の場合より多く、理性によって決まる部分がより狭いという国民性があるので、どうしても推進側の情報公開の範囲が狭くなりがちになるのだと考えます。

このような状況では、上記行動指針 5-2 のような「倫理規定」は、将来の日本にとって役に立つと言えます。

高速炉燃料ピン擦り痕研究(AESJ 1999)の発表に関して、動燃から 11-14 年間発表許可が得られず、非常に苦勞さされた経験について、説明できる資料を持っています。もし「倫理規定」行動指針 5-2 があれば、'84 年春の年会で発表出来たでしょう。